

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項及び第五十二条の二十七第二項の規定に基づき、
銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

別紙様式第1号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名 銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

7 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで] 中間事業概況書

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

別紙様式第1号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名 銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

第1 第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで] 中間事業概況書

[1～5 同左]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末	前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
[略]			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
[略]			

(記載上の注意)

[1～7 略]

[資本バツファー比率のうちカウンター・シクリカル・バツファー比率]

[略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末	前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]			

(単位：百万円)

項目	当中間期末	前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]			
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
[同左]			
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
[同左]			

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[資本バツファー比率のうちカウンター・シクリカル・バツファー比率]

[同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末	前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]			

[項を削る。]
[略]
[項を削る。]
[略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

<u>適格旧資本調達手段の額のうち、 経過措置によりコア資本に係る基 礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
<u>土地再評価額と再評価直前の帳簿 価額の差額の45%に相当する額の うち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

7 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期中 [年 月 日から] 中間事業概況書
 年 月 日まで

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				

(記載上の注意)

[1～7 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

第1 第 期中 [年 月 日から] 中間事業概況書
 年 月 日まで

[1～5 同左]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

【略】

【国内基準に係る単体自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
【略】				
【項を削る。】				
【略】				
【項を削る。】				
【略】				

(記載上の注意)

【1～5 略】

【第2～第5 略】

別紙様式第2号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書
 [年 月 日から
 年 月 日まで]
 銀行 支店

年 月 日

【同左】

【国内基準に係る単体自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
【同左】				
適格旧資本調達手段の額のうち、 経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
【同左】				
土地再評価価額と再評価直前の帳簿 価額の差額の45%に相当する額のうち、 経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
【同左】				

(記載上の注意)

【1～5 同左】

【第2～第5 同左】

別紙様式第2号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書
 [年 月 日から
 年 月 日まで]
 銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目 次

【第1～第3 略】

(記載上の注意)

【1～4 略】

5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略す
ることができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記
載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合
において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

【第1～第3 略】

別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中 間 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目 次

【第1～第3 同左】

(記載上の注意)

【1～4 同左】

5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、か
つ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

【加える。】

【加える。】

【第1～第3 同左】

別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中 間 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

[第1～第3 略]

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

7 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

目次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

[第1～第3 同左]

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

① 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

② 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書

[1～12 略]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				

(記載上の注意)

[1～7 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

[加える。]

[加える。]

第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書

[1～12 同左]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格 A4)

業 務 報 告 書
 第 期 [年 年 月 月 日 から]
 株式会社 銀行
 年 月 日
 金融庁長官 殿 住 所

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[同左]				
[同左]				
適格旧資本調達手段の額のうち、 <u>経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
土地再評価額と再評価直前の帳簿 価額の差額の45%に相当する額のうち、 <u>経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格 A4)

業 務 報 告 書
 第 期 [年 年 月 月 日 から]
 株式会社 銀行
 年 月 日
 金融庁長官 殿 住 所

株式会社 銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1～第5 略】

(記載上の注意)

【1～6 略】

7 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書

【1～13 略】

14 自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
【略】				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
【略】				

株式会社 銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1～第5 同左】

(記載上の注意)

【1～6 同左】

7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

【加える。】

【加える。】

第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書

【1～13 同左】

14 自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
【同左】				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
【同左】				

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				

(記載上の注意)

[1～7 略]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
<u>適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
<u>土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第4号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 [年 年 月 月 日から 日まで]
 銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
 名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1～第3 略】

(記載上の注意)

【1～4 略】

5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

① 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

② 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

【第1～第3 略】

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 [年 年 月 月 日から 日まで]
 銀行 支店

別紙様式第4号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 [年 年 月 月 日から 日まで]
 銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
 名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1～第3 同左】

(記載上の注意)

【1～4 同左】

5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

【加える。】

【加える。】

【第1～第3 同左】

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 [年 年 月 月 日から 日まで]
 銀行 支店

銀行 支店 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所 銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

【第1～第3 略】

(記載上の注意)

【1～4 略】

5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合
において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

【第1～第3 略】

別紙様式第5号 (第18条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中 間 連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社 銀行

代表取締役 氏 名

銀行 支店 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所 銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

【第1～第3 同左】

(記載上の注意)

【1～4 同左】

5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

【加える。】

【加える。】

【第1～第3 同左】

別紙様式第5号 (第18条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中 間 連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社 銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 略】

(記載上の注意)

【1～5 略】

6 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書

【1・2 略】

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 同左】

(記載上の注意)

【1～5 同左】

6 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

〔加える。〕

〔加える。〕

第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書

【1・2 同左】

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				

【略】

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

【略】

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

【略】

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
【略】				
[項を削る。]				
【略】				
[項を削る。]				
【略】				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 【略】

【同左】

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

【同左】

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

【同左】

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
【同左】				
<u>適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
【同左】				
<u>土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
【同左】				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 【同左】

別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住所

株式会社

代表取締役 氏 名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目次

〔第1・第2 略〕
(記載上の注意)

〔1～4 略〕

5 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略す
ることができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記
載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合
において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕 事業概況書

〔1・2 略〕

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住所

株式会社

代表取締役 氏 名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目次

〔第1・第2 同左〕
(記載上の注意)

〔1～4 同左〕

5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、か
つ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

〔加える。〕

〔加える。〕

第1 〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕 事業概況書

〔1・2 同左〕

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

[略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
[項を削る。]				

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

[同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

[略]
[項を削る。]
[略]

(記載上の注意)
[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで)
銀行持株会社名
年 月 日
金融庁長官 殿

住所 会社名 代表取締役氏名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目次

[第1・第2 略]
(記載上の注意)

[1～5 略]

6 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記

[同左]				
土地再評価額と再評価直前の帳簿 価額の差額の45%に相当する額の うち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額				
[同左]				

(記載上の注意)
[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで)
銀行持株会社名
年 月 日
金融庁長官 殿

住所 会社名 代表取締役氏名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目次

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)

[1～5 同左]

6 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

[加える。]

載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書
年 月 日まで

[1～4 略]

5 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

[加える。]

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書
年 月 日まで

[1～4 同左]

5 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[外部TLAC比率]

[略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第12号(第34条の24第2項関係)

(日本産業規格A4)

2 「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[外部TLAC比率]

[同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
<u>適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
<u>土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第12号(第34条の24第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]
 銀 行 持 株 会 社 名
 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 会 社 名
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 略】

(記載上の注意)

【1～5 略】

6 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第 1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書

【1～7 略】

8 連結自己資本比率等の状況

【国際統一基準に係る連結自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措	経過措

業 務 報 告 書
 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]
 銀 行 持 株 会 社 名
 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 会 社 名
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 同左】

(記載上の注意)

【1～5 同左】

6 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

【加える。】

【加える。】

第 1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書

【1～7 同左】

8 連結自己資本比率等の状況

【国際統一基準に係る連結自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措	経過措

		置による 入額		置による 入額
[略]				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[外部TLAC比率]

[略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置 置によ	経過措置 置によ

		置による 入額		置による 入額
[同左]				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3 持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[外部TLAC比率]

[同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置 置によ	経過措置 置によ

		る不 算 入額		る不 算 入額
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[略]				
(記載上の注意) [1～6 略]	第2 [略]			
		る不 算 入額		る不 算 入額
[同左]				
<u>適格旧資本調達手段の額のうち、 経過措置によりコア資本に係る基 礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
<u>土地再評価額と再評価直前の帳簿 価額の差額の45%に相当する額の うち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
(記載上の注意) [1～6 同左]	第2 [同左]			

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。